

要介護1～5の人

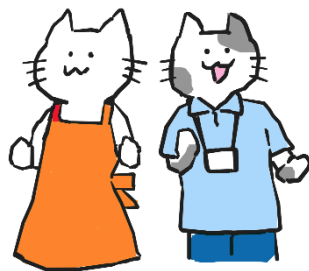
訪問介護

▼ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴や排せつの介助などの身体介護や、掃除、洗濯などの生活援助を行います。
(生活援助は、原則、ひとり暮らし等の人が対象です。)

▼共生型サービスの指定を受けた障害福祉事業所でも利用できます。

▼自己負担額の目安（1割負担の場合）

利用する時間や回数ごと		
身体介護 中心	20分未満	163円
	20分以上30分未満	244円
	30分以上60分未満	387円
生活援助 中心	20分以上45分未満	179円
	45分以上	220円
通院等乗降車介助（1回・片道）		97円
初回加算（初回の1月）		200円
緊急時訪問介護加算（1回）		100円



- 早朝（午前6時～8時）と夜間（午後6時～10時）は、上記単価に「25%」を、深夜（午後10時～午前6時）は、「50%」を加算します。
- 生活機能向上連携加算、介護職員処遇改善加算などが、別に加算されます。



以下のサービスは訪問介護及び訪問型サービスの対象とはなりません

日常生活の援助の範囲を超えるサービスは、ホームヘルパーが行うことはできません。

例1) 直接本人の援助に該当しない行為

× 家族の分の「洗濯、調理、買い物、自家用車の洗車」など

例2) 日常生活の援助に該当しない行為

× 庭の草むしり、× 花木の水やり、× ペットの世話、× 大掃除、× 模様替えなど

事業対象者、要支援1・2の人

訪問型サービス

▼利用者が、可能な限り自宅で自立した日常生活を営むことができるよう、自力では困難な行為について支援を行い、要介護状態になることを予防します。

▼自己負担額の目安（1割負担の場合）

■訪問型サービス

利用の程度	要支援1 (1か月)	要支援2 (1か月)
週1回程度	1,176円	1,176円
週2回程度	2,349円	2,349円
週2回を超える	3,727円	
初回加算（初回の1月）	200円	

■訪問型サービスA

利用の程度	要支援1 (1回につき)	要支援2 (1回につき)
週1回程度	200円	200円

■訪問型サービスB

住民ボランティア等が自宅に訪問して、生活のちょっとした困りごとの生活援助を行います。

- 利用の程度や利用料は各活動団体により異なります。

■訪問型サービスC

高齢者が住み慣れた地域や自宅で、できる限り自立した生活を送ることができるよう、理学療法士又は作業療法士等を個人宅に派遣し、生活機能の向上や身体機能維持のために、地域の体操会場や社会資源への参加を支援する事業です。

利用の期間	利用料
原則3か月まで	無料（消耗品等の実費負担有）

要介護1～5の人

訪問入浴介護

▼浴槽を設置した車等で、看護職員や介護職員が自宅を訪問し、入浴の介助を行います。

▼自己負担額の目安（1割負担の場合）

要介護（1回あたり）1,266円
初回加算 200円

要支援1・2の人

介護予防 訪問入浴介護

▼自己負担額の目安（1割負担の場合）

要支援（1回あたり）856円
初回加算 200円

●サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算などが、別に加算されます。

要介護1～5の人

訪問看護

▼通院が困難な疾患等を抱えている利用者の自宅に、主治医の指示を受けた看護師などが訪問し、医師の指示に従って、療養上の世話や診療の補助を行います。

▼自己負担額の目安（1割負担の場合）

要支援1・2の人

介護予防 訪問看護

▼通院が困難な疾患等を抱えている利用者の自宅に、主治医の指示を受けた看護師などが訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。

		要介護	要支援
訪問看護ステーションから訪問する場合	20分未満	314円	303円
	30分未満	471円	451円
	30分以上1時間未満	823円	794円
	1時間以上1時間30分未満	1,128円	1,090円
	理学療法士等による訪問の場合	294円	284円
	緊急時訪問看護加算（1か月につき）	I 600円 II 574円	
病院・診療所から訪問する場合	20分未満	266円	256円
	30分未満	399円	382円
	30分以上1時間未満	574円	553円
	1時間以上1時間30分未満	844円	814円
	緊急時訪問看護加算（1か月につき）	I 325円 II 315円	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合（1か月につき）		2,961円	
※要支援の人は対象外	※要介護5の人への訪問看護（1か月につき）	800円	
初回加算（初回の1月）		I 350円 II 300円	

- 早朝（午前6時～8時）と夜間（午後6時～10時）は、上記単価に「25%」を、深夜（午後10時～午前6時）は、上記単価に「50%」を加算。
- 手厚い看護体制がとられた場合などは別に加算があります。

要介護1～5の人

訪問リハビリテーション

- ▼通院が困難な利用者の自宅を訪問し、利用者の能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、医学的管理を行う医師の指示に基づき、計画的に理学療法、作業療法等のリハビリテーションを提供します。
- ▼自己負担額の目安（1割負担の場合）

1回につき	308円
短期集中リハビリテーション実施加算	200円/日 退院日等から3か月以内
リハビリテーションマネジメント加算	イ 180円/月 ロ 213円/月 事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合 +270円/月

要支援1・2の人

介護予防
訪問リハビリテーション

- ▼通院が困難な利用者の自宅を訪問し、生活機能の維持・向上を目的として、医学的管理を行う医師の指示に基づき、計画的に理学療法、作業療法等のリハビリテーションを提供します。
- ▼自己負担額の目安（1割負担の場合）

1回につき	298円
短期集中リハビリテーション実施加算	200円/日 退院日等から3か月以内

- 移行支援を行った場合などは、別に加算があります。

要介護1～5の人

居宅療養管理指導

- ▼通院が困難な利用者に対し、医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問して、心身の状況や環境を把握し、療養上の管理・指導を行い、療養生活の質の向上を図るものです。
- ▼自己負担額の目安（1割負担の場合）

	要介護度に関係なく、利用する時間や回数ごと	算定限度
医師	単一建物居住者(※1)が1人	515円
	〃 2～9人	487円
	〃 10人以上	446円
歯科医師	単一建物居住者(※1)が1人	517円
	〃 2～9人	487円
	〃 10人以上	441円
病院・診療所の薬剤師	単一建物居住者(※1)が1人	566円
	〃 2～9人	417円
	〃 10人以上	380円
薬局の薬剤師	単一建物居住者(※1)が1人	518円
	〃 2～9人	379円
	〃 10人以上	342円
管理栄養士	単一建物居住者(※1)が1人	545円
	〃 2～9人	487円
	〃 10人以上	444円
歯科衛生士	単一建物居住者(※1)が1人	362円
	〃 2～9人	326円
	〃 10人以上	295円

※1・・・養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、マンション等の集合住宅等に入居（入所）している利用者、又は（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護等のサービスを受けている利用者。

※2・・・がん末期の利用者、中心静脈栄養を受けている利用者は、週2回かつ月8回まで。

※3・・・がん末期の利用者は、1月に6回まで。

要支援1・2の人

介護予防
居宅療養管理指導

- ▼通院が困難な利用者に対し、医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問して、心身の状況や環境を把握し、療養上の管理・指導を行うことで、心身機能の維持改善を図り、生活機能の向上を目指すものです。

要介護1～5の人

通所介護（デイサービス）

▼定員19名以上のデイサービス事業所に通い、入浴・排せつ・食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練などを提供し、利用者の社会的孤立感の解消や心身機能の維持、家族の身体的精神的負担の軽減を図ります。

最長14時間まで保険適用される場合があります。

▼共生型サービスの指定を受けた障害福祉事業所でも利用できます。

▼自己負担額の目安（1割負担の場合）

■通常規模型 ■1回につき	5～6時間 の場合	6～7時間 の場合
要介護1	570円	584円
要介護2	673円	689円
要介護3	777円	796円
要介護4	880円	901円
要介護5	984円	1,008円

■大規模(I) ■1回につき	5～6時間 の場合	6～7時間 の場合
要介護1	544円	564円
要介護2	643円	667円
要介護3	743円	770円
要介護4	840円	871円
要介護5	940円	974円

■大規模(II) ■1回につき	5～6時間 の場合	6～7時間 の場合
要介護1	525円	543円
要介護2	620円	641円
要介護3	715円	740円
要介護4	812円	839円
要介護5	907円	939円

- 食費や日常生活費などは自己負担です。
- 送迎サービスは、基本サービス費に含まれます。
- 手厚い職員配置、入浴や個別機能訓練を行った場合などの加算や、介護職員処遇改善加算などが、別に加算されます。

事業対象者、要支援1・2の人

通所型サービス

▼デイサービス事業所に通い、心身機能の維持・回復を図り、生活機能の維持・向上を目指して日常生活を支援する基本サービスの他、選択サービスを提供します。

▼自己負担額の目安（1割負担の場合）

■通所型サービス

■1か月につき	
要支援1	1,798円
要支援2	3,621円

- 食費や日常生活費などは自己負担です。
- 送迎サービスや入浴サービスは、基本サービス費に含まれます。
- 介護職員処遇改善加算などが、別に加算されます。

■通所型サービスA

スーパーの一部を事業所とし、体操や買い物をするにより、心身機能の維持・回復を図り、生活機能の維持・向上を目指して支援するサービスを提供します。

■1か月につき	
要支援1	1,337円
要支援2	2,742円

- 食費や日常生活費などは自己負担です。
- 送迎サービスは、基本サービス費に含まれません。

■通所型サービスB

住民ボランティア等が運営する地域の人が集まる通いの場です。

- 利用の程度・利用料は各活動団体により異なります。



要介護1～5の人

通所リハビリテーション
(デイケア)

▼利用者の能力に応じた日常生活を営むために、心身機能の維持回復を図る必要があると主治医が認めた場合に、介護老人保健施設や病院に通って、理学療法や作業療法などのリハビリテーションを行います。

▼自己負担額の目安（1割負担の場合）

■通常規模型	
■1回につき 「6～7時間」の場合	
要介護1	715円
要介護2	850円
要介護3	981円
要介護4	1,137円
要介護5	1,290円
入浴介助を行った場合	加算(Ⅰ) 40円/日 加算(Ⅱ) 60円/日
リハビリテーション マネジメント加算	イ 560円/月(※1) 240円/月(※2) ロ 593円/月(※1) 273円/月(※2) ハ 793円/月(※1) 473円/月(※2) <small>事業所の医師が利用者又はその 家族に対して説明し、利用者の 同意を得た場合</small> +270円/月
短期集中個別 リハビリテーション 実施加算	110円/日

※1・・・同意を得た日から6か月以内

※2・・・同意を得た日から6か月超

- 食費や日常生活費などは自己負担です。
- 送迎サービスは、基本サービス費に含まれます。
- 手厚い職員配置、栄養改善サービス、社会参加支援を行った場合の加算や、介護職員処遇改善加算などが、別に加算されます。

要支援1・2の人

介護予防
通所リハビリテーション

▼個々の能力に応じた日常生活を営むために、主治医が必要と認める場合に、介護老人保健施設や病院に通って、理学療法や作業療法などのリハビリテーションを行います。

▼基本サービスの他、選択サービスを提供します。

▼自己負担額の目安（1割負担の場合）

■1か月につき	
要支援1	2,268円
要支援2	4,228円
栄養改善加算 (選択)	200円
口腔機能向上加算 (選択)	(Ⅰ)150円 (Ⅱ)160円
一体的サービス 提供加算	480円

- 月の途中から利用した場合も、原則月額の自己負担額となります。
- 食費や日常生活費などは自己負担です。
- 送迎サービスや入浴サービスは、基本サービス費に含まれます。
- 介護職員処遇改善加算などが、別に加算されます。



要介護1～5の人

短期入所生活介護

- ▼特別養護老人ホームなどに短期間滞在し、入浴、排せつ、食事などの日常生活上の世話や機能訓練などを提供します。
- ▼家族の身体的・精神的負担を軽減するとともに、家族の病気や冠婚葬祭、出張など自宅での介護が困難な場合に利用できます。
- ▼共生型サービスの指定を受けた障害福祉事業所でも利用できます。

- ▼自己負担額の目安（1割負担の場合）
併設型 短期入所（費用／1日）

	多床室・従来型個室	ユニット型個室
要介護1	603円	704円
要介護2	672円	772円
要介護3	745円	847円
要介護4	815円	918円
要介護5	884円	987円

- 夜間における手厚い職員配置や手厚い看護体制がとられている場合の加算や、介護職員処遇改善加算など、別に加算されます。
- 食費、滞在費、日常生活費などは自己負担です。
- おむつ代は、サービス費に含まれます。

要支援1・2の人

介護予防
短期入所生活介護

- ▼自宅での介護が一時的に困難になったときなど、特別養護老人ホームなどに短期間滞在し、生活機能の低下を招かないように、日常生活上の支援や機能訓練などを提供します。
- ▼共生型サービスの指定を受けた障害福祉事業所でも利用できます。

- ▼自己負担額の目安（1割負担の場合）
併設型 介護予防短期入所（費用／1日）

	多床室・従来型個室	ユニット型個室
要支援1	451円	529円
要支援2	561円	656円



要介護1～5の人

短期入所療養介護 (老健施設, 介護医療院 の短期入所)

▼老人保健施設や介護医療院に短期間入所し、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるよう医学的管理のもと、介護、機能訓練、日常生活上の世話などを提供します。家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

▼自己負担額の目安（1割負担の場合）
老人保健施設（費用／1日）（基本型）

	多床室	従来型 個室	ユニット型 個室
要介護1	830円	753円	836円
要介護2	880円	801円	883円
要介護3	944円	864円	948円
要介護4	997円	918円	1,003円
要介護5	1,052円	971円	1,056円

▼自己負担額の目安（1割負担の場合）
介護医療院（費用／1日）（I型）

	多床室	従来型 個室	ユニット型 個室
要介護1	894円	778円	911円
要介護2	1,006円	893円	1,023円
要介護3	1,250円	1,136円	1,268円
要介護4	1,353円	1,240円	1,371円
要介護5	1,446円	1,333円	1,464円

- 夜間における手厚い職員配置や手厚い看護体制がとられている場合の加算や、介護職員処遇改善加算など、別に加算されます。
- 食費、滞在費、日常生活費などは自己負担です。
- おむつ代は、サービス費に含まれます。

要支援1・2の人

介護予防 短期入所療養介護

▼老人保健施設や介護医療院に短期間入所し、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるよう医学的管理のもと、介護、機能訓練、日常生活上の世話などを提供し、療養生活の向上と心身機能の維持回復を図り、生活機能の向上を目指します。

▼自己負担額の目安（1割負担の場合）
老人保健施設（費用／1日）（基本型）

	多床室	従来型 個室	ユニット型 個室
要支援1	613円	579円	624円
要支援2	774円	726円	789円

▼自己負担額の目安（1割負担の場合）
介護医療院（費用／1日）（I型）

	多床室	従来型 個室	ユニット型 個室
要支援1	666円	603円	687円
要支援2	827円	741円	852円

要介護1～5の人

特定施設入居者生活介護

- ▼介護保険の指定を受けた有料老人ホーム等に入居し、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話、機能訓練などを提供します。
- ▼一般型と外部サービス利用型の2種類の提供形態があります。
- ▼自己負担額の目安（1割負担の場合）

	一般型 特定施設入居者生活介護 (費用/1日)	一般型 短期利用 特定施設入居者生活介護 (費用/1日)
要介護1	542円	538円
要介護2	609円	604円
要介護3	679円	674円
要介護4	744円	738円
要介護5	813円	807円
個別機能訓練加算	(I)12円/日 (II)20円/月	—
協力医療機関連携加算 (※)	100円/月 40円/月	—

外部サービス利用型 特定施設入居者生活介護 (費用/月)	
【 ① + ② の限度額 】	
要介護1	16,355円
要介護2	18,362円
要介護3	20,490円
要介護4	22,435円
要介護5	24,533円

- ① 基本サービス（1日につき） 84円
- ② 各サービス部分
 - ◆訪問介護
 - 身体介護（15分未満） 94円
 - 生活援助（15分未満） 48円
 - 通院等乗降車介助（1回） 85円
 - ◆他の訪問系、通所サービス
 - 通常の各サービスの基本部分 ×90/100
 - ◆福祉用具貸与
 - 通常の福祉用具貸与と同様
- 家賃、食費、おむつ代などは、自己負担です。

要支援1・2の人

介護予防
特定施設入居者生活介護

- ▼介護保険の指定を受けた有料老人ホーム等に入居し、入浴、食事などの日常生活上の世話、介護予防を目的とした機能訓練などを提供します。
- ▼一般型と外部サービス利用型の2種類の提供形態があります。
- ▼自己負担額の目安（1割負担の場合）

一般型 介護予防 特定施設入居者生活介護 (費用/1日)	
要支援1	183円
要支援2	313円
個別機能訓練加算	(I)12円/日 (II)20円/月
協力医療機関連携加算 (※)	100円/月 40円/月

- 手厚い職員配置、手厚い看護体制がとられている場合の加算や介護職員処遇改善加算などが、別に加算されます。
- (※) 加算の上段は「相談・診療を行う体制の医療機関」の場合、下段は「それ以外」の場合の金額です。

介護予防外部サービス利用型 特定施設入居者生活介護 (費用/月)	
【 ① + ② の限度額 】	
要支援1	5,032円
要支援2	10,531円

- ① 基本サービス（1日につき） 57円
- ② 各サービス部分
 - ◆他の訪問系、通所サービス
 - 通常の各サービスの基本部分 ×90/100
 - ◆福祉用具貸与
 - 通常の福祉用具貸与と同様
- 月の途中から利用した場合も、原則月額の自己負担額となります。
- 家賃、食費、おむつ代などは、自己負担です。

要介護1～5の人

福祉用具貸与

▼利用者の心身の状況や希望、環境などを踏まえ、適切な福祉用具の選定の援助、調整等を行い、貸与することで日常生活の自立を支援し、機能訓練を図るとともに介護者の負担軽減を図ります。

対象となる福祉用具 ☆印の一部は利用者の選択により購入が可能	要支援1・2 要介護1	要介護2・3	要介護4・5
手すり(工事を伴わないもの)	○	○	○
スロープ(工事を伴わないもの)☆			
歩行器☆			
歩行補助つえ☆			
車いす(付属品を含む)	×	○	○
特殊寝台(付属品を含む)			
床ずれ防止用具			
体位変換器			
認知症老人徘徊感知機器			
移動用リフト(つり具部分を除く)			
自動排泄処理装置			

要支援1・2の人

介護予防 福祉用具貸与

▼利用者の心身の状況や希望、環境などを踏まえ、適切な福祉用具の選定の援助、調整等を行い、貸与することで、自立した日常生活を支援するとともに生活機能の維持改善を図ります。

- 利用できます
- △ 尿のみを吸引するものは利用できます
- × 原則として利用できませんが、医師の医学的所見などにより利用できる場合があります
- ☆ 令和6年4月より、固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、単点杖(松葉杖を除く)、多点杖については貸与又は購入を選択できます



- 費用は月々の利用限度額の枠内で貸与(レンタル)に要した費用の1割、2割又は3割負担です。
- 貸与(レンタル)の料金は、用具の種類や貸与の事業所によって異なります。機能や価格帯の異なる複数の商品や全国平均貸与価格等が事業所から提示されます。全国平均貸与価格と上限額が公表されています(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>)
- 指定事業所からの貸与(レンタル)のみが保険給付の対象です。

要介護1～5の人

特定福祉用具購入

▼直接肌にふれて使用する福祉用具の購入に対し、購入費用の7割、8割又は9割を給付します。

対象となる福祉用具
●腰掛便座 ●入浴補助用具 ●簡易浴槽
●自動排泄処理装置の交換可能部品
●排泄予測支援機器 ●移動用リフトのつり具の部分



要支援1・2の人

介護予防 特定福祉用具購入

▼介護予防を目的とした直接肌にふれて使用する福祉用具の購入に対し、購入費用の7割、8割又は9割を給付します。

令和6年4月から
福祉用具貸与用具のうち、固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、単点杖(松葉杖を除く)、多点杖は貸与又は購入を選択できます

※購入する前に、必ず、ケアマネジャー等にご相談ください。

- 指定事業所からの上記用具を購入した費用が、保険給付の対象です。
- 購入費用の限度額は、1年間(4月1日～翌年3月31日)で「10万円」です。
- 自己負担の目安は、上記用具の購入に要した費用の1割、2割又は3割です。
- 上記用具を購入後、領収書を添えて申請してください。購入費用(10割)の7割、8割又は9割(保険給付分)が払い戻されます。(「償還払い」といいます。)
- 利用者から指定事業所に受領の委任がある場合は、保険給付対象となる購入費の1割、2割又は3割のみ支払い、保険給付される購入費(7割、8割又は9割)を、直接、指定事業所に支払うこともできます。(「受領委任払い」といいます。対象者要件があります。)

住宅改修

介護予防 住宅改修

- ▼利用者の能力に応じた在宅生活を送ることができるよう廊下、便所などの手すりの取付け、段差の解消などの住宅改修を行った場合に、改修費用に対して保険給付します。
- ▼給付を受けるためには、**改修前に申請する必要があります。必ず、ケアマネジャー等に相談してください。**

【保険給付の対象工事】

1. 手すりの取付け
2. 段差の解消
3. 滑りの防止及び、移動の円滑化等のための床材の変更
4. 引き戸等への扉の取り替え
5. 洋式便器等への便器の取り替え
6. その他、1～5の各工事に付帯して必要な工事

- 住宅改修の支給限度額は、同一住宅につき「20万円」までです。
- 自己負担の目安は、改修に要した給付対象費用の1割、2割又は3割です。
- ただし、要介護度が著しく重度化した場合や引っ越した場合は、再度改修費の給付を受けることができます。
- 巻末に固定資産税や所得税の優遇税制に関して記載があります。

【住宅改修費 支給までの流れ】

1. 要介護・要支援の認定
- ↓
2. ケアマネジャー等に相談
- ↓
3. 工事業者に見積もり依頼（工事の契約）
- ↓
4. 高知市（介護保険課 給付係）に事前申請
（改修費の対象箇所等の確認）
- ↓
5. 工事の実施
- ↓
6. 工事費の支払い
- ↓
7. 高知市へ住宅改修費の支給申請
- ↓
8. 住宅改修費の支給（改修対象費用の7割、8割又は9割）



- 保険給付対象となる改修費の全額（10割）を支払った後、支給申請により7割、8割又は9割（保険給付分）が払い戻されます。（「償還払い」といいます。）
- 利用者から工事業者に受領の委任がある場合は、保険給付対象となる改修費の1割、2割又は3割のみ支払い、保険給付される改修費（7割、8割又は9割）を直接、工事業者に支払うこともできます。（「受領委任払い」といいます。）